

最低制限価格の見直しについて(建設工事)

建設工事の入札において設定している最低制限価格について、令和5年4月1日以降に公告等を行う入札を対象に、以下のとおり対象工事を見直します。

最低制限価格(税抜)の算出方法	最低制限価格基準額(税抜)(注1)	×	調整係数(注2)
	①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の68%	の合計 ×	調整係数

(注1: 特別なものについては、上記算出方法によらず最低制限価格基準額(税抜)を算出します。)

(注2: 調整係数は、開札時に抽選により決定します。)

調整係数

No.	調整係数	No.	調整係数
0	0.990	10	1.000
1	0.991	11	1.001
2	0.992	12	1.002
3	0.993	13	1.003
4	0.994	14	1.004
5	0.995	15	1.005
6	0.996	16	1.006
7	0.997	17	1.007
8	0.998	18	1.008
9	0.999	19	1.009
		20	1.010

最低制限価格(税抜)の算出に当たり、各段階で端数処理を行うこととします。

上記①から④については1円未満を切り捨て、①から④の合計に対しては1,000円未満を切り捨てとします。

調整係数を乗じて得た最低制限価格(税抜)については、1,000円未満を切り捨てとします。

最低制限価格(税抜)が予定価格(税抜)の100分の92を超える場合は、100分の92とし、100分の75に満たない場合は、100分の75とします。

上記の場合についても最低制限価格(税抜)は、1,000円未満を切り捨てとします。

対象工事(注3)	土木一式工事(注4)、建築一式工事	予定価格1億円未満
	その他の工事	予定価格6,000万円未満

(注3: 最低制限価格を設けることが特に必要と認められない建設工事については設定しません。)

(注4: 公道下における水道管布設工事は「その他の工事」として取扱います。)

(算出例 1)

- ・予定価格が2,345,000円
- ・最低制限価格基準額が2,150,000円
- ・抽選により調整係数がNo.0となった場合

最低制限価格(税抜)

$$2,150,000円 \times 0.990 = \underline{2,128,000円}$$

(1,000円未満切り捨て)

⇒ 2,128,000円を下回る価格の入札は、自動的に失格となります。

(算出例 2)

- ・予定価格が2,345,000円
- ・最低制限価格基準額が2,150,000円
- ・抽選により調整係数がNo.14となった場合

最低制限価格(税抜)

$$2,150,000円 \times 1.004 = 2,158,000円(1,000円未満切り捨て)$$

※予定価格の100分の92

$$2,345,000円 \times 92/100 = 2,157,400円$$

予定価格の100分の92を超えているため、予定価格の100分の92の額となる。

最低制限価格(税抜) 2,157,000円(1,000円未満切り捨て)

⇒ 2,157,000円を下回る価格の入札は、自動的に失格となります。

(算出例 3)

- ・予定価格が2,845,000円
- ・最低制限価格が2,150,000円
- ・抽選により調整係数がNo.0となった場合

最低制限価格(税抜)

$$2,150,000円 \times 0.990 = 2,128,000円(1,000円未満切り捨て)$$

※予定価格の100分の75

$$2,845,000円 \times 75/100 = 2,133,750円$$

予定価格の100分の75に満たないため、予定価格の100分の75の額となる。

最低制限価格(税抜) 2,133,000円(1,000円未満切り捨て)

⇒ 2,133,000円を下回る価格の入札は、自動的に失格となります。